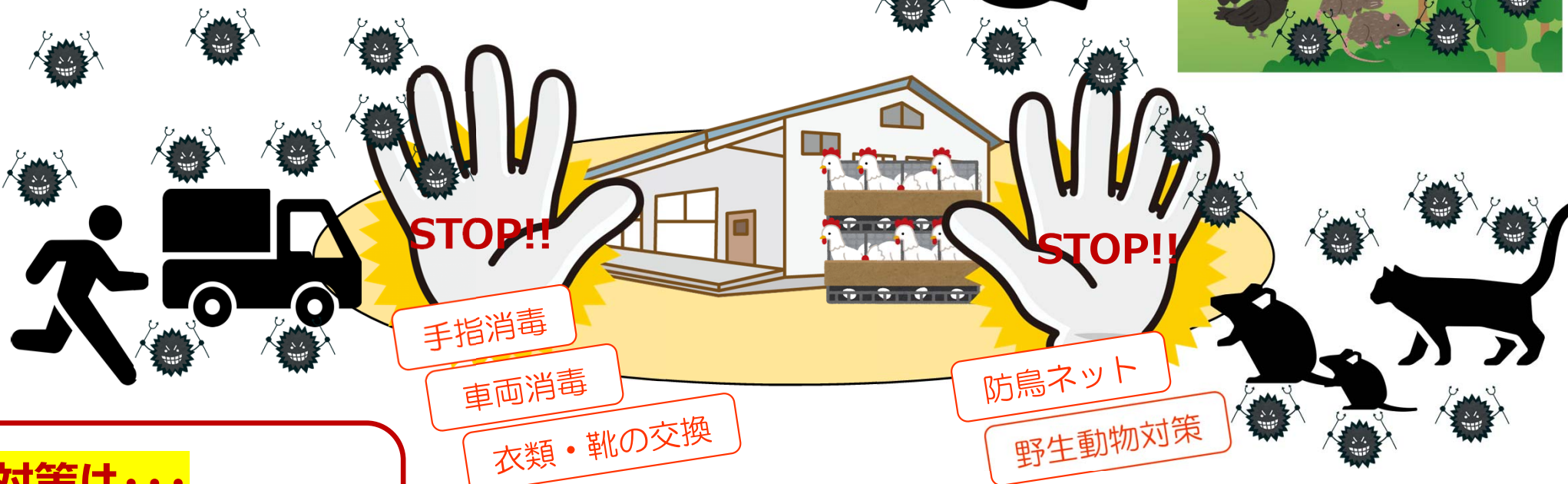


今シーズン（2020-21）は、
多量に鳥インフルエンザウイルスが
あちこちに存在しています！！

今シーズンは**世界的にも**
発生が相次ぐ非常事態。
カモや白鳥等の渡り鳥がウイ
ルスを持って大陸から飛来。
糞便等によって野山、池、道
路等にウイルスが排出。



鳥や小動物を捕食する
ハヤブサやフクロウ等の
猛禽類も感染死



対策は・・・

消毒や防鳥ネットの管理など
全ての従業員による
飼養衛生管理の
基本の徹底!!

「ウイルスを農場内に入れさせない」
「ネズミやネコにも油断しない」

農場を守れるのは・・・

あなた
農場主だけ・・・

防鳥ネットや消毒機器等の整備など、
支援も用意していますので、
ご相談ください。



今シーズンのウイルスの特徴について

今シーズンは、農場周辺のあちこちに、
多量の鳥インフルエンザウイルスが存在。



でも...

農場・人・物・車両の消毒等により、
ウイルス量を**一定量以下まで減らせば、
感染を防ぐ**ことが可能です。



※農研機構の試験において、 10^5 EID50では鶏が死亡し、 10^4 EID50では死亡しない結果。
(1EID50：発育鶏卵の半分を感染させるウイルス濃度)

徹底的な消毒で、
この**渡り鳥の飛来シーズン**を乗り切れるよう、
関係者が連携し、**頑張りましょう！！**



鳥インフルエンザの症状

写真出典：農研機構動物衛生研究部門

特に、以下の症状には要注意。

元気消失



肉冠のチアノーゼ



顔面の浮腫性腫脹



突然死



今シーズンのウイルスは、感染してから
死亡するまでの期間が長い傾向
があるため、
鶏の症状に注意を払う必要があります。

必ずしも全ての症状がみられる
わけではないことに注意！！

「**いずれかの症状に当てはまる**」
「**何か異状がみられる**」
「**死亡羽数が増えている**」

そんなときは、
最寄りの家畜保健衛生所等に要
相談！！

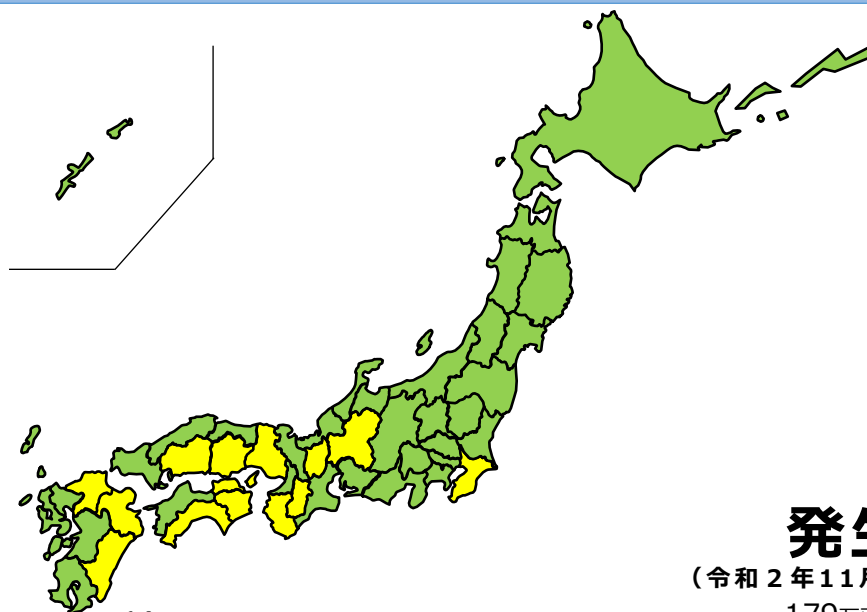
早期発見
早期通報
● ●
が重要です!!

高病原性鳥インフルエンザへの対応について

**令和3年1月7日
農林水産省**

高病原性鳥インフルエンザ発生状況

令和3年1月2日時点



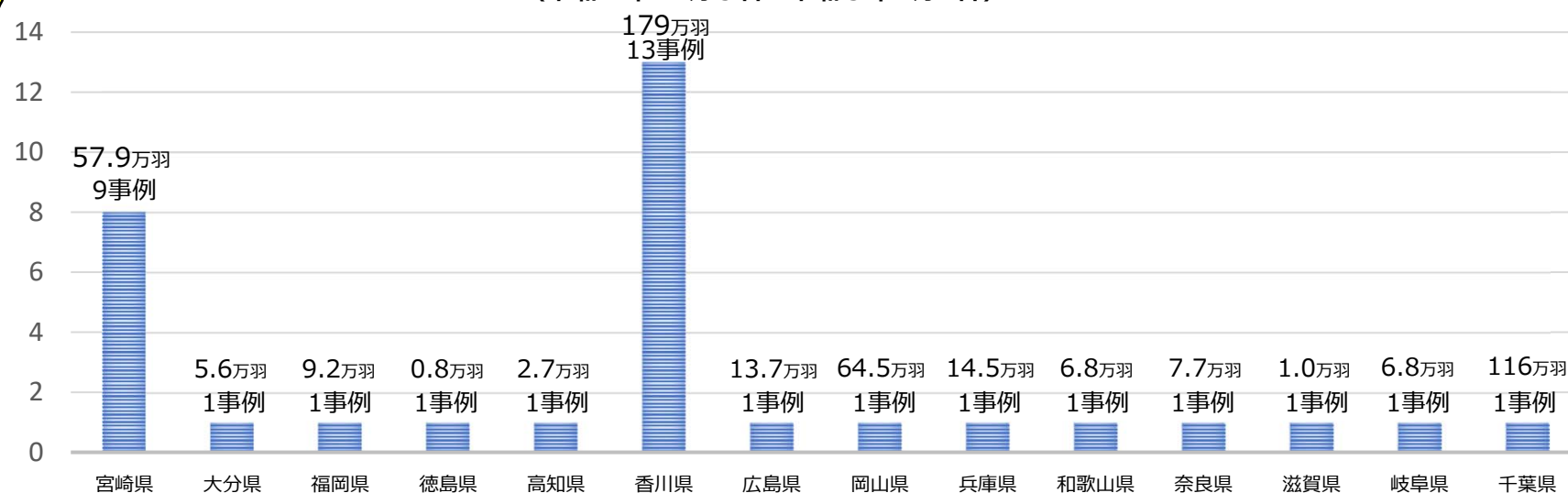
今シーズンの高病原性鳥インフルエンザによる
殺処分羽数は**約486万羽**

※ 殺処分羽数は過去最大

※ これまでのシーズン最大殺処分羽数は約183万羽

発生事例数

(令和2年11月5日～令和3年1月2日)



国内飼養羽数に対する殺処分羽数の割合

約1.5%

国内飼養羽数

3.2億羽 (H31年2月 畜産統計)

今シーズン殺処分羽数

486万羽

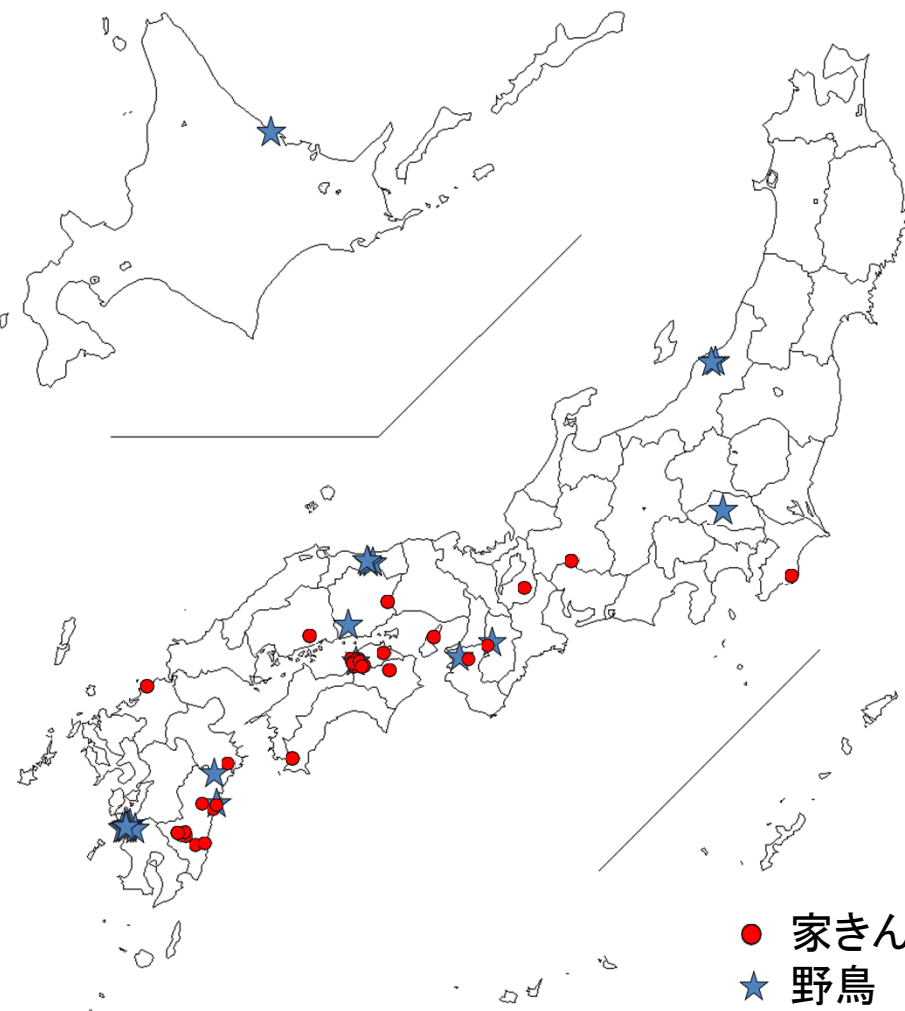
～国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況～

(令和3年1月5日時点)

家きん 14県34事例(H5N8)

事例	発生場所 (疑似患者判定日)	飼養状況 (万羽)
1	香川県三豊市(11/5)	採卵鶏約31.7
2	香川県東かがわ市(11/8)	採卵鶏約4.6
3	香川県三豊市(11/11)	肉用種鶏約1.1
4	香川県三豊市(11/13)	肉用種鶏約1
5	香川県三豊市(11/15)	採卵鶏約7.7
6	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約15.4
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約11.7
6関連	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約2
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約5.7
6関連	香川県三豊市(11/20)	肉用鶏約1.7
7	香川県三豊市(11/20)	採卵鶏約43.9
8	香川県三豊市(11/21)	採卵鶏約7.5
9	福岡県宗像市(11/25)	肉用鶏約9.2
10	兵庫県淡路市(11/25)	採卵鶏約14.5
11	宮崎県日向市(12/1)	肉用鶏約4.0
12	宮崎県都農町(12/2)	肉用鶏約3.0
13	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約22.5
13関連	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約12.3
14	香川県三豊市(12/2)	採卵鶏約1.9
15	宮崎県都城市(12/3)	肉用鶏約3.4
16	奈良県五條市(12/6)	採卵鶏約7.7
17	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約8.5
17関連	広島県三原市(12/7)	採卵鶏約5.2
18	宮崎県都城市(12/7)	肉用鶏約5.9
19	宮崎県小林市(12/8)	肉用鶏約4.3
20	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.4
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約2.4
20関連	大分県佐伯市(12/10)	肉用鶏約1.8
21	和歌山県紀の川市(12/10)	採卵鶏約6.8
22	岡山県美作市(12/11)	育雛約52.7
22関連	岡山県美作市(12/11)	育雛約11.8
23	滋賀県東近江市(12/13)	採卵鶏約1.0
24	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約7
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約4.5
24関連	宮崎県宮崎市(12/14)	採卵鶏約1.1
25	香川県三豊市(12/14)	採卵種鶏約2.8

事例	発生場所 (疑似患者判定日)	飼養状況 (万羽)
26	宮崎県日向市(12/14)	肉用鶏約4.6
26関連	宮崎県川南町(12/14)	肉用鶏約2 (食鳥処理場)
27	高知県宿毛市(12/16)	採卵鶏約2.7
28	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.4
28関連	香川県三豊市(12/16)	肉用鶏約1.5
29	徳島県阿波市(12/19)	採卵鶏約0.8
30	宮崎県宮崎市(12/19)	肉用種鶏約3.4
31	香川県三豊市(12/23)	肉用鶏約2.5
32	千葉県いすみ市(12/24)	採卵鶏約116
33	宮崎県小林市(12/30)	肉養鶏約15.4
34	岐阜県美濃加茂市(1/2)	採卵鶏約6.8



野鳥 10道県26事例(H5N8) ・月日は検体回収日(同月日重複は別事例)

北海道紋別市糞便(10/24), 新潟県阿賀野市環境試料(水)(11/16)・糞便(11/16), 埼玉県ときがわ町死亡野鳥(12/23), 和歌山県和歌山市死亡野鳥(12/3), 奈良県大淀町死亡野鳥(12/20), 鳥取県鳥取市糞便(12/7,21)・環境試料(水)(12/9), 岡山県矢掛町死亡野鳥(12/4), 香川県三豊市死亡野鳥(12/8), 鹿児島県出水市糞便(11/5)・環境試料(水)(11/9,16,23,30,12/7,7,14,14,21,21)・死亡野鳥(12/18)・衰弱野鳥(12/22), 宮崎県延岡市糞便(11/30)・都農町糞便(11/30)

～今シーズンの世界的な感染源は「H5N8亜型」（高病原性）～



5月の連休頃まで警戒が必要

国内の野鳥の糞便等や家きん農場においても、例年になく、早期から**続発・多発**。一部検査中であるが、検出されているウイルス亜型は同じく**「H5N8亜型」**。

【専門家の見解】

- ◎ ヨーロッパで流行したウイルスが渡り鳥の繁殖期にシベリアに運ばれ、渡り鳥の越冬地への移動に伴って日本に持ち込まれた。
- ◎ 高い致死性を示すものの、死亡するまでの期間が長い傾向が認められる。
- ◎ ヨーロッパで流行しているウイルスも、**病原性が特別に高いわけではなく、環境中のウイルス濃度が高く、感染事例が多い。**

国名	亜型	最終発生日
オランダ	H5N8	2020.12.6
	H5N1	2020.12.14
ドイツ	H5N5	2020.11.9
	H5N8	2020.12.21
英国	H5N1	2020.12.13
	H5N8	2020.12.3
スウェーデン	H5N8	2020.11.13
クロアチア	H5N8	2020.11.17
フランス	H5N8	2020.12.14
デンマーク	H5N8	2020.11.15
ポーランド	H5N8	2020.12.17
ベルギー	H5N5	2020.11.18
アイルランド	H5N8	2020.12.9



家きんにおけるHPAI発生国（10か国）

～韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2020年1月以降）～

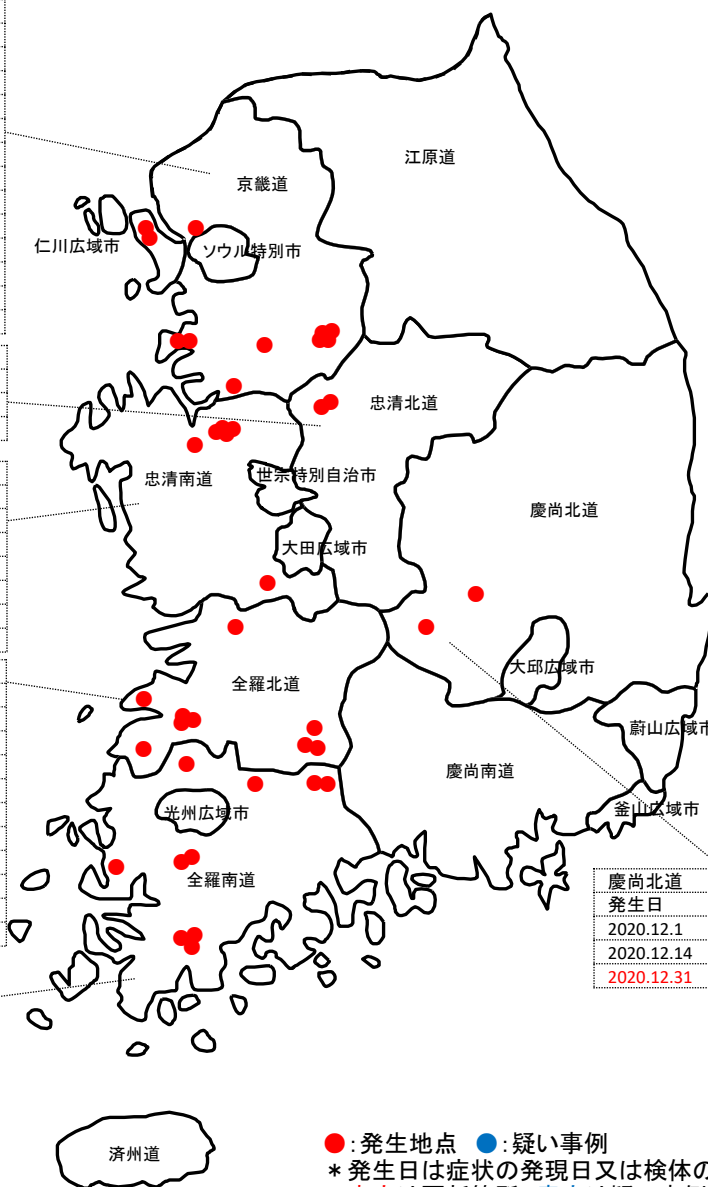
京畿道			
発生日	発生場所	亜型	家きんの種類
2020.12.6	驪州市	H5N8	採卵鶏
2020.12.8	驪州市	H5N8	うずら
2020.12.12	金浦市	H5N8	採卵鶏
2020.12.16	華城市	H5N8	採卵鶏
2020.12.21	驪州市	H5N8	採卵鶏
2020.12.22	龍仁市	H5N8	あひる、うずら
2020.12.22	華城市	H5N8	採卵鶏
2020.12.28	驪州市	H5N8	採卵鶏
2020.12.29	平沢市	H5N8	採卵鶏
2020.12.29	高陽市	H5N8	観賞用鳥類
2020.12.30	金浦市	H5N8	採卵鶏
2020.12.31	金浦市	H5N8	採卵鶏

忠清北道			
発生日	発生場所	亜型	家きんの種類
2020.12.7	陰城郡	H5N8	うずら
2020.12.22	陰城郡	H5N8	あひる

忠清南道			
発生日	発生場所	亜型	家きんの種類
2020.12.14	天安市	H5N8	観賞用鳥類
2020.12.24	天安市	H5N8	種鶏
2020.12.25	礼山市	H5N8	種鶏
2020.12.29	論山市	H5N8	ブロイラー
2021.1.4	天安市	H5N8	採卵鶏
2021.1.4	天安市	H5N8	あひる

全羅北道			
発生日	発生場所	亜型	家きんの種類
2020.11.27	井邑市	H5N8	あひる
2020.12.11	井邑市	H5N8	あひる
2020.12.14	任実郡	H5N8	種鶏
2020.12.16	高敞郡	H5N8	あひる
2020.12.23	南原市	H5N8	あひる
2020.12.24	南原市	H5N8	あひる
2020.12.28	井邑市	H5N8	あひる
2020.12.29	益山市	H5N8	あひる
2020.12.31	高敞郡	H5N8	あひる
2020.12.31	扶安郡	H5N8	あひる

全羅南道			
発生日	発生場所	亜型	家きんの種類
2020.12.4	霊岩郡	H5N8	あひる
2020.12.8	羅州市	H5N8	あひる
2020.12.9	羅州市	H5N8	あひる
2020.12.11	長城郡	H5N8	あひる
2020.12.12	霊岩郡	H5N8	あひる
2020.12.12	霊岩郡	H5N8	あひる
2020.12.24	求礼郡	H5N8	あひる
2020.12.24	求礼郡	H5N8	あひる
2020.12.30	谷城郡	H5N8	あひる
2021.1.1	務安郡	H5N8	採卵鶏



家きんでの発生: 43件

内訳	あひる	21件
	採卵鶏	12件
	うずら	3件
	種鶏	3件
	観賞用鳥類	2件
	ブロイラー	2件

	戸	羽数(約)
発生農場	43	275778
疫学関連農場	1	120000
予防的殺処分	27	1664000
合計	71	4539778

慶尚北道			
発生日	発生場所	亜型	家きんの種類
2020.12.1	尚州市	H5N8	採卵鶏
2020.12.14	龜尾市	H5N8	ブロイラー
2020.12.31	慶州市	H5N8	うずら

2021年1月5日現在
農林水産省動物衛生課

出典: 韓国農林畜産食品部

●: 発生地点 ●: 疑い事例
* 発生日は症状の発現日又は検体の採取日
* 赤字は更新箇所 青字は疑い事例

対応① ～飼養衛生管理基準遵守状況一斉自主点検～

全国一斉点検：飼養衛生管理基準の遵守状況の自主点検

【目的】

遵守されていない項目を確認し、都道府県がスピード感を持って、然るべき助言・指導を適切に行うことで、**不遵守項目を早急にゼロにすること**。

各農場の**飼養衛生管理者自ら**が飼養衛生管理基準の**遵守状況を自主点検**（※）。**都道府県が点検結果を集約し、国へ報告**。

その結果、手指消毒や防鳥ネットの設置・点検等のほとんどの項目において、**全国の約1割の農場で不備を確認**。都道府県から農場に対して、助言・指導を行い、農場における飼養衛生管理の改善を図っているところ。

農林水産省としては、**全ての農場で改善が達成されるまでフォローアップを継続**。

（※）飼養衛生管理基準遵守状況自主点検項目

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13） | 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14） |
| 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15） | 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20） |
| 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21） | 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24） |
| 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26） | |

対応① ～飼養衛生管理基準遵守状況一斉自主点検～

項目		合計			
		報告農場数	遵守状況		遵守率
			○	×	
13	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	7,429	7,114	315	96%
14	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	7,666	6,909	757	90%
15	衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	7,630	6,815	815	89%
20	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	7,666	6,936	730	90%
21	家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	7,666	6,770	896	88%
24	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	7,666	6,961	705	91%
26	ねずみ及び害虫の駆除	7,666	7,374	292	96%

※ ○は遵守、×は不遵守の農場数

※ 「車両消毒」は衛生管理区域内に車両が入らない農場があるため、他の項目の全体農場数（分母）と異なる

※ 一部精査中の県を含む

対応② ～全国緊急消毒実施状況～

◎ 家きん疾病小委員会からの緊急提言（11月24日）（抜粋）

環境的な要因として、**ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること**、また、**養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと**等が想定される。

全国緊急消毒

養鶏密集地帯を中心に、地域一体となった面的な緊急消毒を支援。家きん農場側と野鳥側の双方からの消毒によって効果的に取り組む。

（１）消石灰散布 ： 養鶏密集地、農場内において消石灰を散布。

（２）散水車消毒 ： ため池等の周辺道路において散水車によって消毒。

※ 防疫資材の増産・流通

全国的に消毒に取り組むことで、消石灰や消毒液等も大きく消費するため、**消毒資材の確保、円滑な流通体制の構築が課題**。

対応③ ～鶏肉・鶏卵輸出への影響の回避～

1 発生県を除き輸出は可能

11月5日、香川県における発生を受け、同日、**日本全国の家きん肉及び卵の輸出を一時停止**。協議により**11月27日までに主要輸出先国への輸出を全て再開**（発生県を除く）。

2 発生県の輸出一時停止の解除

防疫措置完了から**3か月経過後**、2国間協議を経て**輸出を順次再開可**。

新たな発生があると、その度に輸出が停止されるため**発生させないことが重要**。

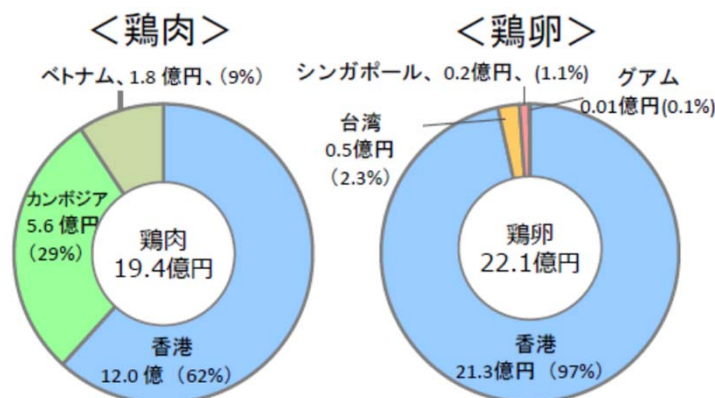
また、**県内1農場でも発生すると県全域からの輸出が停止**することに留意。

【輸出再開に向けた協議】

11月5日に輸出相手国当局に対し、地域主義（※1）の適用等を活用した輸出再開を要請。

協議の結果、香港、ベトナム、シンガポール、米国（※2）、マカオについては、それぞれ発生前と同様の条件で、発生県以外で生産及び処理された家きん肉や家きん卵の輸出を再開済み。なお、カンボジアについては、日本国内で流通している家きん肉・肉製品の同国への輸入が認められており、同国当局に一報の上、輸出を継続。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2019年）について】



※1 地域主義とは、疾病発生国であっても未発生地域を特定し、そこからの輸入を可能とするOIEルールで認められている措置。

※2 米国については、発生県を経由していない家きん卵も条件。

注：発生県で生産又は処理されたものについては、輸出を一時停止中。

～高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染について～

I 報道情報（要約）

- 中国・湖南省の衛生当局が、女性1人がH5N6亜型の鳥インフルエンザに感染（人工呼吸器が必要な状態だが容態は安定）したと発表。現地メディアによると、女性は生鳥市場で感染したとのこと。（12月23日10時16分配信 ANNニュース）

II 事実関係

- **日本での今シーズンの発生**については、現在判明している**全ての事例（30例目まで）でH5N8亜型**である。
- **WHO（世界保健機関）の公表情報**（2020年12月9日付）によれば、
 - ・ H5N8亜型については、これまで、世界においてヒトの感染例は報告がない。
 - ・ Iの中国で感染が確認された**H5N6亜型**については、ヒトへの感染について、**2014年に初発例が確認**されてから、**2020年12月までに計25例の報告**がある。報告事例は全て中国であり、持続的なヒトからヒトへの伝播は確認されていない。

III 公式見解

【国際】

- ① H5N1をはじめとするいくつかの**H5亜型、H7N7、H7N9、H9N2の各亜型**の鳥インフルエンザウイルスの**ヒトへの感染がまれにはあるが、散発的に報告**されている。ヒトへの感染は主に感染鳥や汚染された生鳥市場等での感染鳥との直接接触により引き起こされており、持続的なヒトからヒトへの伝播は確認されていない。（WHOファクトシート 仮訳）
- ② H5亜型、H7N9亜型その他の鳥インフルエンザウイルスが適切に調理された**家きん肉や卵により人に感染しうるとの知見はない**。（WHOファクトシート 仮訳）

【国内】

- ① 鳥インフルエンザウイルスは、**通常、ヒトに感染することはありません**。しかしながら、感染したトリに触れる等**濃厚接触をした場合**など、**きわめて稀に鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染**することがあります。（厚生労働省HP「鳥インフルエンザに関するQ&A」）
- ② **鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性はない**と考えています。（食品安全委員会HP「鳥インフルエンザについて鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」）

～疫学調査結果～

- 発生農場の付近には、野鳥が飛来する**ため池**や**ダム湖**等が存在。
- **飼養衛生管理の不備**が農場にウイルスを侵入させる原因

	県名	衛生管理区域出入口			鶏舎出入口		野生動物対策	
		基準13	基準14	基準15	基準20	基準21	基準24	
		手指消毒・手袋交換が不十分	衣服・長靴の交換不十分	車両の消毒不十分	手指消毒・手袋交換が不十分	長靴の交換不十分	防鳥ネットの不備	壁・天井の隙間
1例目	香川県			●		●		●
2例目					●	●		●
3例目					●	●	●	●
4例目					●	●	●	●
5例目						●		●
6例目			●		●			
7例目		●	●		●	●		
8例目								●
9例目	福岡県			●	●			●
10例目	兵庫県			●	●	●	●	●
11例目	宮崎県			●	●			
12例目	宮崎県						●	●
13例目	香川県				●	●		●
14例目	香川県		●		●		●	●
15例目	宮崎県						●	●
16例目	奈良県		●		●			●
17例目	広島県		●		●	●	●	●
18例目	宮崎県							●
19例目	宮崎県							●
20例目	大分県				●	●	●	●
21例目	和歌山県				●	●	●	●
22例目	岡山県							●
23例目	滋賀県				●	●	●	●

宮崎県宮崎市（国内 24 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 14 日実施）

令和 2 年 12 月 14 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、山間部にあり、周辺は山林に囲まれている。
- ② 農場から最も近い河川までは約 500m 離れており、農場側がかなり高い位置にある。農場周辺には複数のため池があり、約 1.0km の距離にあるため池ではコガモ 55 羽等 60 羽以上、約 5.7km の距離にあるダム湖ではオシドリ 97 羽やマガモ 30 羽等 100 羽以上の水鳥類が確認された。
- ③ 当該農場には開放鶏舎が 3 棟あり、高床式が 2 棟、低床式が 1 棟で、高床式には採卵鶏、低床式には大雛が飼養されていた。発生鶏舎は、農場の最も入口側にある採卵鶏舎であった。

2 通報までの経緯

- ① 管理人によると、発生鶏舎における 1 日あたりの死亡鶏は 10 羽未満で推移していたが、12 月 13 日に鶏舎の奥側に固まって 16 羽が死亡していたことから、管理獣医師を通じ家畜保健衛生所に通報したとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、通常の飼養管理を 4 名の従業員が行っており、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていた。4 名のうち 1 名は、大雛の管理を行っていた。管理人によると、この 4 名は、約 6.0 km の距離にある疫学関連農場でも同様に採卵鶏の管理を行っており、うち 1 名は毎日両農場を管理するのに対し、残りの 3 名はそれぞれ別の農場に入ることが多いが、特に担当は決まっていないとのこと。
- ② 管理人によると、鶏の管理をする従業員と別に、集卵作業を行う従業員が 4 名程度おり、作業のために鶏舎内に入るが、鶏に直接触れることはないとのこと。また、他農場に入ることはないとのこと。
- ③ 鶏の管理をする従業員は、系列の育雛農場での入雛作業を手伝うことがあるが、最近の入雛は本年 11 月頃であった。
- ④ 当該農場への鶏の導入は、自農場の従業員が行っていたが、廃鶏の出荷作業は別の業者が行っていた。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 管理人によると、従業員は農場外の事務所に置かれている農場専用の作業着、長靴、手袋を持参し、農場入口にて、それらを着用し入場していた。鶏舎毎に専用の長靴と踏み込み消毒槽を設置していたが、鶏舎毎の手袋の交換や手指の消毒は実施していなかったとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 管理人によると、飼養鶏への給与水は、地下水をくみあげ、当該農場専用の貯水タンクにて消毒した後、各鶏舎に供給されているとのこと。
- ④ 管理人によると、低床式の大雛舎の鶏糞は、農場内の堆肥舎で堆肥化していたが、高床式の採卵鶏舎の鶏糞は、鶏舎の床下に堆積されており、しばらく搬出作業を実施していなかったとのこと。
- ⑤ 死亡鶏については、関連農場の堆肥化処理装置で処理することになっていたが、装

置の調子が悪く、当該管理者は死亡鶏を堆肥舎の堆肥にすき込んでいた。

- ⑥ 管理人によると、発生鶏舎は、ケージの列ごとにオールアウトしており、オールアウトした後、ケージの洗浄・消毒を実施していたとのこと。
- ⑦ 管理人によると、車両が当該農場に出入りする際の車両消毒は、石灰帯により行っていたとのこと。
- ⑧ 管理人によると、農場敷地内に定期的に消石灰を散布し、消毒を実施していたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎は高床式で、床下に鶏糞を堆積する構造であった。床上の側面には、金網とその外側にロールカーテンが設置されていたが、ロールカーテンの一部は破損しており、外壁には、小動物や野鳥の出入りが可能な隙間が認められた。また、床下部分の出入口には、防鳥ネットが設置されていたが、完全に覆われてはいなかった。さらに、外壁は金網になっており、下部の通気口にも金網が設置されていたが、いずれも破損箇所があり、特に通気口部分は野生動物が出入りしたことによると思われる変形が認められた。
- ② 調査時には鶏舎内でカラスが確認され、鶏舎内にはカラスによると思われる鶏卵の食害跡が多数認められた。また、農場外周にイノシシや食肉目の野生動物と思われる足跡が多数確認された。

香川県三豊市（国内 25 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 14 日実施）

令和 2 年 12 月 14 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、5 例目及び 7 例目農場から約 700m 離れた丘陵部の中腹に位置し、付近は竹林や田畑に囲まれている。
- ② 農場の周囲には複数のため池があり、約 100m の離れた位置に河川がある。
- ③ 当該農場には育雛舎 1 棟、成鶏舎 4 棟で計 5 棟のウィンドレス鶏舎があり、発生鶏舎は、農場入口の手前側に位置する 2 階建て成鶏舎の 2 階部分であった。発生時には成鶏舎 2 棟、育雛舎 1 棟で採卵種鶏が飼養されていた。

2 通報までの経緯

- ① 管理人によると、発生鶏舎における 1 日あたりの死亡鶏は、12 月 1 日から 12 日まで 1~4 羽程度で推移していた。その間、死亡鶏は鶏舎内に散在し、まとまって複数羽が死亡することはほとんどなかったとのこと。
- ② 管理人によると、12 月 13 日に 5 羽の死亡鶏が隣接する複数ケージでまとまって確認されたことから家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 管理人によると、12 月 13 日の死亡鶏は、4 列あるケージのうち、入口から見て左から 2 列目の鶏舎入口側でまとまって確認されたとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では 6 名の従業員が専属で管理を行っており、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていた。
- ② 管理人によると、基本的には鶏舎毎に担当の従業員が決まっているとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 管理人によると、従業員は農場専用の作業着、手袋及び長靴を使用していた。また、鶏舎毎に長靴、手袋の交換を実施していたとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 飼養鶏への給与水は、水道水がいったん農場内の貯水タンクに貯蔵され、パイプによって各鶏舎に供給されている。
- ④ 管理人によると、鶏糞は除糞ベルトで鶏舎外へ搬出し、一時保管場所に堆積しているとのこと。一時保管場所には屋根が設置されているが、防鳥ネットは設置されておらず、堆積した鶏糞をブルーシート等で覆ったりはしていないとのこと。堆積した鶏糞は定期的に系列農場に運搬し、系列農場内の鶏糞処理設備で堆肥化しており、直近の搬出は 11 月中とのこと。
- ⑤ 管理人によると、健康観察時に回収した死亡鶏は、袋に入れて系列農場の死鳥処理装置にて処理しているとのこと。なお、当該農場及び系列農場の入退場時には車両消毒を実施していたとのこと。
- ⑥ 管理人によると、発生鶏舎を含む全鶏舎は、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。
- ⑦ 管理人によると、普段から農場及び鶏舎入口に消石灰散布を行っているとのこと。
- ⑧ 管理人によると、車両が農場敷地内に入出入りする際、入口に設置された動力噴霧器による消毒を行っているとのこと。
- ⑨ 発生鶏舎の鶏舎構造は、鶏舎奥側の壁面に設置された換気扇から排気し、入口側の

壁面に設置されたフィルターから入気するタイプの鶏舎であった。換気扇の外側には開閉可能な板が設置されており、換気扇が停止する際にはこの板が閉まる。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 除糞ベルトの開口部は停止時には袋で塞がれていたが、一部隙間が認められ、小型の野生動物が侵入可能と考えられた。
- ② 管理人によると、鶏舎と集卵室を繋ぐバーコンベアの開口部は停止時には板で塞いでいるとのこと。
- ③ 管理人によると、発生鶏舎内でネズミの痕跡を見かけることがあり、定期的にネズミ対策（殺鼠剤の設置）を行っているとのこと。農場内ではカラスやスズメ、メジロが確認されることがあるとのこと。

宮崎県日向市（国内 26 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 15 日実施）

令和 2 年 12 月 15 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、平野部にあり、農場の周囲は田畑や竹藪に囲まれている。
- ② 農場から約 100m の距離に数 m 幅の水路があるが、大きな川やため池等は近隣にはなかった。
- ③ 当該農場には開放鶏舎 4 棟があり、発生時は 3 つの鶏舎で肉用鶏が飼養されていた。発生鶏舎は、農場敷地の中央付近に位置している。

2 通報までの経緯

- ① 12 月 7 日に、発生鶏舎の隣接鶏舎で死亡羽数が 24 羽に増加したため、同日、家畜保健衛生所が立ち入り検査を行い、簡易検査を実施したところ陰性であった。なお、この日は急激な気温の低下があり、この際の死亡鶏は通風口に近い部分で死亡する等寒冷による死亡の特徴が認められた。その後も同程度の死亡羽数が継続し、寒冷の影響と考えた。
- ② 12 月 13 日夕方に出荷前準備とともに鶏の健康確認を行ったところ、死亡羽数は前日より減少していた。しかし、同日夜に出荷作業を担当した作業員により、発生鶏舎でのみ 50～60 羽の死鳥が確認されたことから、系列会社の担当者が簡易検査を実施したところ、陽性反応が確認されたため、家畜保健衛生所に通報したとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 管理人によると、当該農場では、通常の飼養管理を 2 名の従業員が行っており、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていた。この 2 名が他農場で作業を行うことはなかったとのこと。
- ② 食鳥処理場への出荷作業は、作業の委託を受けた業者が実施しており、通常、農場の従業員が立ち会うことはなかったとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 管理人によると、従業員は農場専用の作業着と手袋、長靴を使用していた。また、鶏舎毎に専用の長靴と踏み込み消毒槽を設置していたが、手袋の交換や手指の消毒は実施していなかったとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 管理人によると、飼養鶏への給与水は、水道水を使用していたとのこと。
- ④ 管理人によると、死亡鶏については、農場入口の冷凍庫に保管するか、かごに入れて、カバーを被せておき、そこから回収業者が回収していた。この際、回収車両が農場内に入ることはなかったとのこと。
- ⑤ 管理人によると、当該農場では、農場ごとオールイン・オールアウトしており、数日に渡って各鶏舎を順次オールアウトした後、鶏舎の洗浄・消毒を実施するとともに、鶏糞を業者に委託し、排出しているとのこと。
- ⑥ 管理人によると、普段から鶏舎周囲に消石灰を散布していたとのこと。
- ⑦ 管理人によると、車両が当該農場に出入りする際には、動力噴霧器による消毒を行っていたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎は平飼い鶏舎で、側面は金網の外側にロールカーテンが設置されており、鶏舎の後端に設置された換気扇で排気する方式であった。管理人によると、発生時には、上側のロールカーテンを 20cm 程度開き、また、発生の 2 日前からは、防鳥ネットを設置した上で入口の戸を開放し、換気を行っていたとのこと。
- ② 発生鶏舎の金網（約 2cm 角）には目立った破損はなく、外壁の破損部分も発泡フォーム等で補修されていたが、一部に幅 2cm 程度の隙間が認められた。
- ③ 管理人によると、鶏舎内でネズミを見ることはないとのこと。調査時にも、発生鶏舎ではネズミの痕跡は認められなかった。また、殺鼠剤によるネズミ対策を行っていた。
- ④ 管理人によると、農場内でカラスやネコを見ることはあるが、鶏舎内でこれらの野生動物を見ることはなかったとのこと。

高知県宿毛市（国内 27 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 16 日実施）

令和 2 年 12 月 16 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、山間部に入った河川沿いの段丘上に位置し、付近は雑木林に囲まれている。
- ② 農場から約 730m の距離にある河川の下流では、調査時にマガモ 9 羽、オシドリ 28 羽の計 37 羽、また、約 3km の距離にある河川の下流では、マガモ 15 羽、カルガモ 92 羽等の計 100 羽以上の水鳥が確認された。
- ③ 当該農場にはセミウィンドレス鶏舎が 3 棟あり、発生時には、すべての鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。発生鶏舎は農場敷地の中央に位置していた。また、農場には GP センターが併設されていた。

2 通報までの経緯

- ① 管理人によると、当該農場における 1 日あたりの死亡鶏は、5 羽程度で推移していた。12 月 14 日には 8 羽の死亡鶏が確認されたが、各鶏舎内で散在していたことから、異常とは感じなかったとのこと。
- ② 管理人によると、12 月 15 日、6 列中 4 列において、鶏舎中入口付近から中央側のケージに広がる形で計 40 羽の死亡鶏が確認され、かつ同一ケージで飼養される 2 羽がともに死亡していたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。その際、肉冠の異常等は認められなかったとのこと。
- ③ 管理人によると、家畜保健衛生所に通報した後、残りの 2 列についても確認したところ、さらに 30 羽の死亡鶏が鶏舎中央付近にまとまって確認されたとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では 13 名の従業員が勤務しており、そのうち 2 名が鶏舎専属の管理人で、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏を回収していた。
- ② 管理人によると、従業員ごとに担当する鶏舎は決まっておらず、2 名の従業員は、発生鶏舎を含むいずれの鶏舎においても作業する可能性があるとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 管理人によると、従業員は農場専用の作業着、長靴及び手袋を使用し、鶏舎に入る際は鶏舎専用の長靴を使用していた。ただし、各鶏舎間を移動する際、踏み込み消毒は実施するが、長靴や手袋の交換は行っておらず、手指消毒は 12 月 14 日から開始したとのこと。
- ② 鶏舎横の飼料庫内には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 飼養鶏への給与水は、湧き水が使われており、パイプによって各鶏舎に供給されているが、消毒は実施していなかった。
- ④ 鶏糞はスクレーパーで鶏舎手前に運ばれた後、スクリーンで鶏舎外へ搬出され、農場内のコンポストで堆肥化される。なお、堆肥置き場には防鳥ネットは設置されていなかった。
- ⑤ 健康観察時に回収した死亡鶏は、鶏糞とともに、コンポストにて堆肥化している。
- ⑥ 管理人によると、1 鶏舎には複数の日齢の鶏群が飼養されていることから、鶏舎ごとのオールイン・オールアウトを行っていないとのこと。オールアウトになった列については、清掃・消毒を行っているとのこと。
- ⑦ 管理人によると、11 月に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生した以降、農場

周囲の消石灰散布による消毒を行なっているとのこと。

- ⑧ 管理人によると、車両が農場敷地内に入場する際、入口に設置された蓄圧式噴霧器による消毒を行っているとのこと。
- ⑨ 発生鶏舎の側面の開口部は、外側からロールカーテン、金網、カーテンが設置されている。また、鶏舎入口及び奥側の側面には換気扇が設置されていた。管理人によると、発生時にはカーテンは閉じていたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 各鶏舎と集卵室を繋ぐバーコンベアの鶏舎開口部、鶏舎外への鶏糞の排出口には隙間が、壁には5～10cm程度の破損口が認められ、小型の野生動物が侵入可能と考えられた。
- ② 管理人によると、農場敷地内ではカラスやスズメが確認されることがあるが、鶏舎内で確認したことはないとのこと。
- ③ 管理人によると、鶏舎内でネズミを見かけることがあり、定期的にネズミ対策（バネ式罠の設置）を行っているとのこと。調査時には、発生鶏舎でネズミ類が囓って開けたと思われる天井や壁の複数の穴、隣接鶏舎内ではバネ式罠にかかったネズミがそれぞれ確認された。

香川県三豊市（国内 28 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 17 日実施）

令和 2 年 12 月 17 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、平野部にあり、付近は山林に囲まれ、ため池が隣接しており、農場入口は一般道に面している。
- ② 農場に隣接するため池では、調査時にカルガモ 1 羽、ホシハジロ 5 羽、カワウ 1 羽、カイツブリ 2 羽等の水鳥類が確認された。
- ③ 当該農場には開放鶏舎 2 棟があり、発生時はすべての鶏舎で、肉用鶏が飼養されていた。発生鶏舎は、農場入口側に位置する鶏舎であった。
- ④ 当該農場から約 1km の距離に疫学関連農場が位置していた。

2 通報までの経緯

- ① 管理人によると、発生鶏舎における 1 日あたりの死亡鶏は 4 羽程度で推移していたところ、12 月 11 日に 13 羽の死亡鶏が確認された。来場した系列会社の担当者が解剖したところ、クロストリジウムを疑う所見が確認されたことから、抗菌剤を投与し、経過を見ていたとのこと。
- ② 管理人によると、12 月 15 日に 34 羽の死亡鶏が発生鶏舎内において散在して確認されたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 管理人によると、家畜保健衛生所に通報した後、再び発生鶏舎を確認したところ、さらに 11 羽の死亡鶏が散在して確認されたとのこと。その際、肉冠の異常等は確認されなかったとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では管理人 1 名が管理を行っており、疫学関連農場でも当該管理人が 1 名で管理を行っている。
- ② 管理人によると、毎日、両農場の鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏を回収していたとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 管理人によると、従業員は当該農場及び疫学関連農場における作業時に、同じ作業着、長靴を使用していたとのこと。鶏舎に入る際、長靴の交換及び踏み込み消毒、手洗いを実施していたとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 飼養鶏への給与水は、水道水が使われており、鶏舎内の貯水タンクに貯蔵し、鶏舎に供給されている。
- ④ 鶏糞の処理は、オールアウト後に業者に委託して排出していたため、今回の発生鶏群については、鶏糞の排出はなかった。
- ⑤ 管理人によると、健康観察時に回収した死亡鶏は、毎日、系列農場入口にある焼却炉へ搬出し、処理していたとのこと。
- ⑥ 管理人によると、鶏舎ごとのオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに清掃・消毒を行っているとのこと。
- ⑦ 管理人によると、今年 11 月の香川県での高病原性鳥インフルエンザの発生以降、鶏舎入口付近に消石灰を散布し、消毒を定期的に行なっていたとのこと。
- ⑧ 管理人によると、車両が農場敷地内に出入りする際、車両の消毒として農場入口に消石灰を散布しており、今年 11 月の香川県での高病原性鳥インフルエンザの発生以

降は、車載の蓄圧式噴霧器による消毒を行っていたとのこと。

- ⑨ 発生鶏舎の側面は網（マス目は約 3cm×4cm）とその外側にはロールカーテンが設置されている。管理人によると、発生時には、ロールカーテンは、日中は一部開放しており、夜間はすべて閉鎖していたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 当該農場の側面の金網や外側のロールカーテンには大きな破損や隙間は認められなかった。
- ② 管理人によると、鶏舎内でネズミ及びネズミの糞を見かけることはあったが、定期的なネズミ対策は行っていなかったとのこと。調査時には、ネズミ類が囓って開けたと思われる天井の穴が発生鶏舎で確認された。
- ③ 管理人によると、普段から農場敷地内でカラスやネコ等を見かけることがあるが、鶏舎内でこれらの野生動物を見ることはなかったとのこと。調査時には、同じ鶏舎構造である隣接鶏舎の網を小型の野鳥が通過し、鶏舎内に入り込んだ様子を確認した。

徳島県阿波市（国内 29 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 19 日実施）

令和 2 年 12 月 19 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、山間部から平地に移る緩やかな斜面に位置し、付近は雑木林と畑、水田に囲まれている。
- ② 農場敷地の周囲に複数のため池があり、発生鶏舎から約 30m、約 60m、約 80m の距離にある池にはそれぞれ 4 羽、2 羽、5 羽のカルガモが確認された。また、約 150m の距離にあるため池にはカルガモ 10 羽、マガモ 23 羽が確認された。
- ③ 当該農場には開放鶏舎が 6 棟あり、発生時はそのうち 3 棟において、採卵鶏がケージ飼育されていた。空舎である 1 つの鶏舎は貯卵設備及び死亡鶏の一時保管庫等として利用されていた。発生鶏舎は農場の中央部に位置していた。

2 通報までの経緯

- ① 管理人によると、農場全体における 1 日あたりの死亡鶏は、通常 5～10 羽で推移していたところ、12 月 17 日に 19 羽、12 月 18 日に 69 羽の死亡鶏が確認されたことから家畜保健衛生所に通報したとのこと。なお、発生鶏舎における死亡羽数は通常 2～3 羽で、12 月 18 日は 40 羽であったとのこと。
- ② 管理人によると、通報時の死亡鶏は、発生鶏舎の右側通路奥の中央側ケージに多く認められ、連続する 20～30 ケージの中で散在していた。その範囲内には死亡鶏、活力の低下した鶏と異常の認められない鶏が混在していたとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 管理人によると、当該農場にはオーナー 1 名と 3 名の従業員がおり、オーナーは週に 1 回、農場の様子を確認するため立ち寄るが、鶏舎内には入らなかったとのこと。従業員のうち 1 名は管理者であり、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに死亡鶏を回収し、各鶏舎の死亡鶏をビニール袋に入れて空き鶏舎へ運んで一時保管していたとのこと。
- ② 従業員のうち 1 名は集卵担当であり、毎日、鶏舎内において手作業で集卵し、荷車で空き鶏舎へ鶏卵を運搬していた。もう 1 名の従業員は空き鶏舎からの鶏卵と死亡鶏の搬出を担当しており、搬出は週に 3 回実施していた。
- ③ オーナー及び従業員は全員、他農場へ立ち入ることはない。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 管理人によると、従業員は農場専用の長靴と手袋を使用し、各鶏舎に入る際、踏み込み消毒を実施していたが、長靴の交換、手袋の交換及び手指消毒はしていなかったとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 飼養鶏への給与水は、水道水を農場内の貯水タンクに貯蔵し、各鶏舎に供給していた。
- ④ 鶏糞は農場内で乾燥処理していた。鶏糞処理施設には防鳥ネットが設置されていたが、ネットがない箇所が複数認められた。
- ⑤ 管理人によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウト後には鶏舎内の洗浄・消毒を実施しているとのこと。
- ⑥ 管理人によると、健康観察時に回収した死亡鶏は、週に 3 回、系列会社敷地内にある保管庫に搬出しており、業者が週に 3 回処理していたとのこと。

- ⑦ 管理人によると、香川県での初発事例以降、鶏舎周囲に消石灰を散布し、消毒を定期的に行っていたとのこと。
- ⑧ 管理人によると、車両が農場敷地内に入る際、車両消毒を実施していなかったとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎の側面はロールカーテンとネットで覆われていた。ネットは一部網目が大きく（マス目は約5×4cm）、破損も認められた他、ネットが捲れ、小型の野鳥や哺乳類が容易に侵入できると考えられる箇所も認められた。
- ② 管理人によると、スズメはまれに鶏舎内でみかけるとのこと。また、農場内では、カラスを多くみかけるとのこと。
- ③ 管理人によると、ネズミはまれに鶏舎内で見かけており、定期的にネズミ対策（殺鼠剤の設置）を行っているとのこと。調査時にも、発生鶏舎内においてネズミが確認された。

宮崎県宮崎市（国内 30 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要（令和 2 年 12 月 19 日実施）

令和 2 年 12 月 19 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、平野部にあり、周囲には田畑や竹藪が確認された。
- ② 農場から約 100m 南西側に川があるが、ため池等は近隣にはなかった。
- ③ 当該農場には、ウィンドレス鶏舎が 2 棟（A、B）あり、発生時には、両鶏舎で肉用種鶏が飼養されており、採卵を行っていた。

2 通報までの経緯

- ① 通常、当該農場の 1 鶏舎あたりの死亡羽数は 1～3 羽程度であった。飼養管理者によると、12 月 18 日早朝の見回りでは異常がなかったものの、昼過ぎの見回り時に、B 鶏舎内の向かい合う 2 列において、隣接する複数ケージで計 21 羽の死亡を確認したため、管理獣医師が簡易検査を実施したところ陽性となり、家畜保健衛生所に通報を行ったとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、通常の飼養管理を 3 名の従業員が行っており、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていた。また、集卵した卵の出荷作業は別の 3 名の従業員が行っていた。
- ② 当該農場の他、系列農場が 3 農場あるが、飼養管理者によると、発生前少なくとも数週間は、集卵部門を除き、他農場との従業員の行き来はなかったとのこと。
- ③ 集卵に携わる従業員のうち 1 名が他農場で作業することがあったが、それぞれ別の日であったことに加え、農場ごとの長靴、作業着を着用していたとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 従業員は農場とは別の建屋である更衣室で農場専用の作業着、長靴と手袋を着用していた。また、先月から衛生管理を強化し、集卵、A 棟、B 棟のエリアごとに履き物の交換と踏み込み消毒を行っていたため、更衣室の長靴から今回発生があった B 鶏舎で使用する長靴を履くまで、4 回履き物を交換する必要があった。また、鶏舎に入る際、手指消毒を行っていた。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低いと考えられた。
- ③ 飼養管理者によると、飼養鶏への給与水は、地下水をくみ上げ、一旦当該農場専用の蓋のついた貯水タンクに貯めた後、各鶏舎に供給されていたとのこと。
- ④ 飼養管理者によると、死亡鶏については、飼料袋に 3 羽程度ずつ入れ、系列農場付近にあるドラム缶に農場の車両で毎日移動させており、集まった死亡鶏を業者が原則毎日回収に来ていたため、回収業者が当農場に入ることはなかったとのこと。
- ⑤ 飼養管理者によると、当該農場では、鶏舎ごとオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏舎内の清掃・消毒を行っていた。鶏糞は、週 3 回業者に委託し、排出しているとのこと。
- ⑥ 飼養管理者によると、車両が当該農場に出入りする際には、消毒ゲートによる消毒を行っていた。また、従業員の車両は農場外に駐車していたとのこと。
- ⑦ 飼養管理者によると、普段から鶏舎周り約 1m の幅で消石灰を散布していたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎はウィンドレス鶏舎で、鶏舎の前端や側面の一部に設置されているクーリングパッドから入気し、鶏舎の後端に設置された換気扇で排気する方式であった。鶏舎の一側面は金網になっているが、外側のカーテンは常に閉鎖していた。
- ② 発生鶏舎の外壁等に目立った損傷は認められなかった。
- ③ 集卵のラインは全て建物内に設置されていた。また、鶏糞はベルトで鶏舎外に搬出されるが、ベルトは鶏舎に接した堆肥置き場内に開口していた。飼養管理者によると、堆肥置き場の開口部には金網が設置されており、出入口は、堆肥の搬出入の際以外は閉鎖しているとのこと。
- ④ 調査時に、発生鶏舎の内壁の断熱材の一部にネズミによると思われる破損を確認したが、飼養管理者によると、鶏舎内でネズミを見ることはないとのことで、調査時にも発生鶏舎ではネズミの痕跡は認められなかった。また、殺鼠剤によるネズミ対策を行っていた。
- ⑤ 飼養管理者によると、農場内でカラスやネコを見ることはあるが、鶏舎内でこれらの野生動物を見ることはなかったとのこと。

香川県三豊市（国内 31 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 2 年 12 月 23 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、丘陵部の中腹にあり、付近は山林に囲まれ、ため池が隣接している。
- ② 農場に隣接するため池では、調査時に 3 羽のマガモが確認された。
- ③ 当該農場には開放鶏舎 4 棟があり、発生時はすべての鶏舎で、肉用鶏が平飼いで飼養されていた。発生鶏舎は、農場奥側、ため池から最も近くに位置する鶏舎であった。
- ④ 当該農場から約 200m の距離に 28 例目農場が位置していた。

2 通報までの経緯

- ① 12 月 18 日に 28 例目の発生に伴う周辺農場検査において、全ての鶏舎で、陰性が確認されていた。
- ② 飼養管理者によると、発生鶏舎における 1 日あたりの死亡鶏は 0～5 羽程度で推移していたところ、12 月 19 日に 14 羽の死亡鶏が確認されたが、敷料が湿っていたことから大腸菌による下痢を疑い、鶏舎内の気温を上げる等して、経過を見ていたとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、12 月 20 日に死亡鶏は 7 羽と減少、12 月 21 日は 15 羽と増加したが肉冠の異常等は認められなかったとのこと。12 月 22 日に 44 羽と増加し、死亡鶏が発生鶏舎内の奥側において散在、肉冠の変色も確認されたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 飼養管理者によると当該農場では従業員 3 名が管理を行っており、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていたとのこと。
- ② 飼養管理者によると、従業員が担当する鶏舎は決まっておらず、3 名の従業員はいずれの鶏舎においても作業する可能性があったとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 飼養管理者によると、従業員は農場専用の作業着と長靴を使用していたが、手袋は消石灰を扱うときにのみ着用していたとのこと。また、鶏舎毎に専用の長靴を設置し、手指消毒を実施していたとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低い状況であった。
- ③ 飼養鶏への給与水は、水道水が使われており、鶏舎毎の貯水タンクに貯蔵し、鶏舎に供給されている。
- ④ 飼養管理者によると、鶏糞の処理は、オールアウト後に系列農場の焼却炉に搬出していたため、今回の発生鶏群については、鶏糞の搬出はなく、最後の搬出は約 2 ヶ月前とのこと。
- ⑤ 飼養管理者によると、健康観察時に回収した死亡鶏は、毎日、系列農場入口にある焼却炉へ搬出し、処理していたとのこと。
- ⑥ 飼養管理者によると、鶏舎ごとのオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに清掃・消毒を行っていたとのこと。
- ⑦ 飼養管理者によると、農場入口には普段から消石灰を散布しており、10 月の家畜保健衛生所の立ち入り指導以降、鶏舎周囲にも消石灰を定期的に散布していたとのこと。

と。

- ⑧ 飼養管理者によると、車両が農場敷地内に出入りする際、車両の消毒として農場入口に設置している電動式消毒装置による消毒を行っていたとのこと。
- ⑨ 発生鶏舎の側面は網（マス目は約 5cm×4cm と約 4cm×3cm）とその外側にはロールカーテンが設置されている。また、鶏舎入口側には排気用の換気扇が設置されており、外側に手動で開閉する蓋がついている。管理人によると、ロールカーテンを、日中は 20cm 程度、夜間は 5cm 程度開放しており、換気扇は常に作動させていたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 当該農場の側面の金網や壁で一部に 3cm 以上の破損や隙間が認められた。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内でネズミの足跡を見かけることはあったが、定期的なネズミ対策は行っていなかったとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、農場敷地内でイノシシやネコ、スズメ等を見かけることがあるが、鶏舎内でこれらの野生動物を見ることはなかったとのこと。

千葉県いすみ市（国内 32 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 2 年 12 月 24 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、山間部に位置し、付近は森林に囲まれている。
- ② 農場の周囲にはため池や堰、ダム湖はなかった。農場から最も近い堰までは約 1.3km あり、調査時にはキンクロハジロ 2 羽が認められた。また、約 2.0km の距離にある堰ではマガモ 39 羽、キンクロハジロ 2 羽、ホシハジロ 1 羽が認められた。
- ③ 当該農場には育雛舎 2 棟、成鶏舎 4 棟で計 6 棟のウィンドレス鶏舎があり、成鶏舎の各棟の内部が壁で区分され、1 棟あたり 2 鶏舎となっていた。4 棟の成鶏舎への出入口は一か所であり、各棟の間は内部で行き来が可能な構造であった。発生鶏舎は農場敷地の中央付近に位置する成鶏舎であった。発生時には育雛舎 1 棟を除くすべての鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。

2 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎における 1 日あたりの死亡鶏は、12 月 1 日から 22 日まで 18～62 羽程度で推移していたところ、12 月 23 日の午前中の見回りで、鶏舎内の複数箇所に散らばってそれぞれ 1～数羽の死亡鶏が確認され、全体で 126 羽の死亡鶏が確認されたため、管理獣医師が簡易検査を実施したところ、陽性反応が確認されたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。また、午後にはさらに 97 羽の死亡鶏が確認されたとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では 68 名の従業員のうち 36 名が鶏舎管理を担当していた。鶏舎ごとに担当者が決まっており、5 名が発生鶏舎の管理に携わっていた。飼養管理者によると、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収を行っていたとのこと。
- ② 鶏舎管理以外の 32 名は、集卵作業や鶏糞処理、経理事務等にそれぞれ従事しているとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 飼養管理者によると、従業員は農場に入る際は手指の消毒を実施し、農場専用の作業着及び長靴を着用していた。また、鶏舎に入る際は鶏舎専用の作業着、長靴及び手袋の着用と手指消毒を実施していたとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低い状況であった。
- ③ 飼養鶏への給与水は地下水を使用しており、ろ過、消毒して給水している。
- ④ 鶏糞は除糞ベルト及びベルトコンベアで鶏舎から堆肥舎まで直接運搬され、コンポストで堆肥化している。なお、堆肥舎には建屋があった。
- ⑤ 飼養管理者によると、健康観察時に回収した死亡鶏は、鶏糞搬出のベルトコンベアで堆肥舎まで直接運搬して、鶏糞とともに堆肥化しているとのこと。
- ⑥ 飼養管理者によると、発生鶏舎を含む全鶏舎は、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。
- ⑦ 飼養管理者によると、普段から農場敷地内の鶏舎周回道路に消毒薬の散布を行っているとのこと。

- ⑧ 飼養管理者によると、車両が農場敷地内に入出入りする際、入口に設置された自動消毒ゲートによる消毒を行っているとのこと。
- ⑨ 発生鶏舎の鶏舎構造は、鶏舎奥側の壁面に設置された換気扇から排気し、入口側の壁面に設置された遮光性の通気口及び天井裏の通気口から入気するタイプの鶏舎であった。壁面の通気口の内側及び換気扇の外側には開閉可能な板が設置されていた。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、農場敷地内ではカラスやスズメ、ネコ等が確認されることがあるとのことであり、調査時にも、農場敷地内でカラスや小型鳥類が確認された。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内でネズミを見かけることがあるとのことであり、定期的にネズミ対策（殺鼠剤の設置）を実施しているとのこと。調査時には、壁沿いにネズミ類のものと思われる足跡が確認された。また、過去に一度ネコが鶏舎内に侵入したことがあったとのこと。
- ③ 鶏舎から集卵施設までの集卵ベルトの経路はすべて屋内にあり、野生動物が侵入可能な開口部等は確認されなかった。
- ④ 飼養管理者によると、鶏糞を搬出するベルトコンベアの鶏舎側の開口部は、運転時以外は板で閉じられているとのこと。

宮崎県小林市（国内 33 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 2 年 12 月 30 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は、山間部にあり、周辺は山林に囲まれている。
- ② 農場から最も近いダム湖までは約 20m 離れており、農場側がかなり高い位置にある。そのダム湖ではカルガモ 166 羽、コガモ 64 羽、マガモ 46 羽等 300 羽以上の水鳥類が確認された。
- ③ 当該農場には開放鶏舎 7 棟があり、発生時はすべての鶏舎で、肉用鶏が飼養されていた。農場は、敷地の北側、東側、南側の半分をコの字にダム湖で囲まれており、発生鶏舎は、北側のダム湖に近い鶏舎であった。

2 通報までの経緯

- ① 当該農場では、約 10 日前から複数の鶏舎で死亡羽数の増加が認められており、12 月 22 日、26 日及び 27 日に家畜保健衛生所が立ち入りして、全 7 棟のうち 1~3 棟の鶏舎の死亡鶏について簡易検査を行い、陰性となっていた。この期間に発生鶏舎での死亡鶏の増加はみられず、これらの検査には、今回の発生鶏舎は含まれていなかった。
- ② 12 月 29 日に、発生鶏舎で死亡羽数の増加が認められたことから、家畜保健衛生所が簡易検査を行ったところ、死亡鶏で陽性が確認された。なお、発生鶏舎以外の全ての鶏舎の死亡鶏について家畜保健衛生所が簡易検査を行ったところ、いずれも陰性であった。
- ③ 飼養管理者によると、発生鶏舎での死亡は鶏舎内に散在しており、他の鶏舎での死亡と特に異なる点は認められなかったとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、通常の飼養管理は 1 名の従業員が行っていたが、約 10 日前から、作業量の増加に対応するため、当該従業員の家族 1 名と、系列農場から 2 名が応援に来ていた。発生前には、これらの 4 名の従業員が、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行うとともに、死亡鶏の回収等の作業を行っていた。
- ② 飼養管理者によると、このうち 3 名が主に鶏舎内の作業を行うが、特に担当は決まっていないとのことであった。また、系列農場からの応援者 2 名は、通常、それぞれ別の農場で作業を行っているが、当該農場に応援に来る前は、これらの農場は空舎であったとのこと。
- ③ 飼養管理者によると、発生鶏舎の修理のため、12 月 13~16 日、系列農場の従業員が発生鶏舎内に入って作業を行ったとのこと。ただし、この際、車両消毒を行うとともに、農場専用の衣服、長靴を着用しており、また、同じ日に他の農場に入ることはなかったとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 飼養管理者によると、従業員は、農場専用の作業着と長靴及び手袋に交換してから、農場に入っていた。また、鶏舎毎に専用の長靴と踏み込み消毒槽を設置していたが、手袋の交換や手指の消毒は実施していなかったとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低い状況であった。
- ③ 飼養管理者によると、飼養鶏への給与水は、発生鶏舎を含む 3 鶏舎は地下水をくみ

あげ、その他の鶏舎は水道水を一旦貯水タンクに貯め消毒薬を添加後、各鶏舎に供給しているとのこと。

- ④ 飼養管理者によると、死亡鶏については、農場内の冷蔵庫に保管し、死亡鶏の数に応じ毎日もしくは数日おきに回収業者を呼んで回収していたが、回収業者の車両が農場内に入ることはなかったとのこと。
- ⑤ 飼養管理者によると、当該農場では、農場全体で数日にかけてオールイン・オールアウトしており、オールアウトした後、鶏糞の除去や洗浄・消毒を実施していたとのこと。
- ⑥ 飼養管理者によると、車両が当該農場に出入りする際には、農場入口の動力噴霧器で消毒を行っていたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 発生鶏舎は入口の反対側の換気扇から排気する方式の開放鶏舎であった。換気扇の外側には自動的に開閉する遮蔽板がついており、上部の換気扇の遮蔽板は完全には閉まらなかったが、排気ファンの内側には金網が張っており、最近、小動物等が侵入した痕跡はなかった。
- ② 鶏舎の側面には、金網（約 2.5 cm）とその外側にロールカーテンが設置されており、鶏舎の外壁、金網、ロールカーテン等に破損は見られなかった。
- ③ 発生鶏舎の屋根の梁の鶏舎外の貫通部に数センチの空隙を複数確認したが、調査時には、小動物が侵入した形跡は見られなかった。
- ④ 飼養管理者によると、農場内では、カラス、ネコ等が見られるが、鶏舎内で見ることはないとのこと。調査中には、農場内でハシブトガラスを確認した。また、鶏舎内でネズミを見ることはあり、空舎になった際には薬剤による駆除を行っていたとのこと。

岐阜県美濃加茂市（国内 34 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 3 年 1 月 2 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は平野部に位置し、付近は田畑と雑木林に囲まれており、農場敷地の南側にはため池が隣接している。
- ② 農場周辺にはため池がいくつか点在しており、農場に隣接するため池ではコガモ 72 羽、マガモ 26 羽、ミコアイサ 16 羽等、140 羽以上の水鳥類が確認された。
- ③ 当該農場には成鶏舎 5 棟（高床式セミウィンドレス鶏舎）と育雛舎 2 棟（低床式ウィンドレス鶏舎）の計 7 棟があり、発生鶏舎は 2 棟の育雛舎のうち、農場中央側の育雛舎であった。なお、2 棟の育雛舎は鶏舎奥側の屋外通路繋がっており、5 棟の成鶏舎も屋内外の通路で繋がっている。発生時には、すべての鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。

2 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎における 1 日あたりの死亡鶏は、令和 2 年 12 月 19 日以降 0～2 羽程度で推移していたとのこと。
- ② 令和 3 年 1 月 1 日に、発生鶏舎奥にある育雛舎を繋ぐ屋外通路の扉付近の同一ケージで 2 羽の死亡鶏を確認し、当該ケージ及び隣接するケージでも沈鬱を示す個体が複数羽認められたことから、管理獣医師に相談した後、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 家畜保健衛生所の通報後、当該ケージでさらに 3 羽が死亡し、背面の列の近隣のケージにおいても同一ケージで 10 羽程度の死亡鶏が認められたとのこと。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では 4 名の従業員のうち 1 名が鶏舎内の飼養管理に携わっており、飼養管理者によると、毎日、鶏舎において鶏の健康観察を行っているとのこと。
- ② この他の 3 名の従業員のうち 2 名は集卵作業に、もう 1 名は集卵作業及び施設管理に従事しており、鶏舎に入ることはないとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 飼養管理者によると、従業員は農場専用の作業着と長靴を使用しており、育雛舎においては 2 棟共通の作業着及び長靴に交換を行っていた。各鶏舎入口には消石灰を散布していたが、鶏舎を繋ぐ通路には消石灰の散布や踏み込み消毒槽の設置はしておらず、鶏舎毎の手指消毒は実施していなかったとのこと。
- ② 鶏舎横には飼料タンクが設置されているが、当該タンク上部には蓋が設置されており、タンク内への野鳥等の侵入やタンク内の飼料への野鳥の糞等の混入の可能性は低い状況であった。
- ③ 飼養管理者によると、飼養鶏への給与水は井戸水を使用しており、消毒は実施していないとのこと。なお、水のくみ上げ時点から各鶏舎の配水まで外気に触れることはないとのこと。
- ④ 発生鶏舎の鶏糞は除糞ベルトで鶏舎外に搬出され、農場内の堆肥化施設で堆肥化される。なお、鶏糞の一時置き場と堆肥化施設には防鳥ネットは設置されていなかった。
- ⑤ 健康観察時に回収した死亡鶏は、鶏糞とともに農場内で堆肥化処理している。
- ⑥ 飼養管理者によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウトのたびに鶏舎内の清掃・消毒を行っているとのこと。

- ⑦ 飼養管理者によると、今年 12 月以降、農場入口から鶏舎入口の道に消石灰を散布し、消毒を行っていたとのこと。
- ⑧ 飼養管理者によると、車両が農場敷地内に出入りする際は、石灰帯を通過しているとのこと。
- ⑨ 発生鶏舎の鶏舎構造は、鶏舎側面の壁に設置された換気扇から排気し、天井に設置された通風口から入気するタイプの鶏舎であった。換気扇の外側には開閉可能な板が設置されており、換気扇が停止する際にはこの板が閉まる。通風口の開口部には金網が設置されており、換気扇が停止する際には通風口の開口部は閉じる。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、農場敷地内でネコやカラスを見かけることがあるとのこと。調査時には、農場敷地内でネコが確認された他、鶏舎下の鶏糞置き場にキセキレイが侵入していることを確認した。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内でネズミを見かけることがあると、粘着テープによるネズミ対策を実施しているとのこと。調査時には、発生鶏舎でネズミの足跡や糞が確認された他、多数のネズミが確認された。
- ③ 発生鶏舎の壁面には小型の野生動物が侵入可能な 3cm 以上の隙間が散見された。
- ④ 飼養管理者によると、鶏糞を搬出するベルトコンベアの鶏舎側の開口部は、運転時以外は板で閉じられているとのこと。

予防対策の重要ポイント

(参考1) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料

【衛生管理区域】

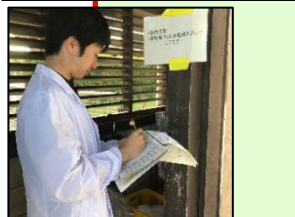
家きん舎



フェンス設置



車両消毒



入場者等の記録



専用の服や靴の使用



家きん舎毎の消毒



家きん舎専用の靴使用



出入りの最小限化



壁等の破損修繕



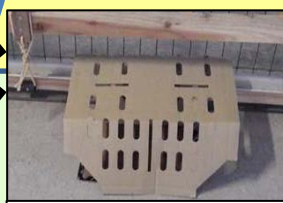
金網等の破損修繕



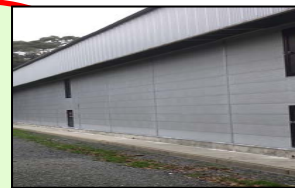
集卵・除糞ベルトの
開口部の隙間対策



排水溝等からの
侵入防止対策
(鉄格子の設置)



ねずみ対策
(トラップ設置)



家きん舎周辺の
整理・整頓



家きん舎周囲の
樹木の剪定



消毒の実施



消毒液の定期的交換

① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検

予防対策の重要ポイント

(参考2) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料



- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録

- ②野生動物対策
- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底

(リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

区 分	農 業 者		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
家伝法での支援	○殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の 1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の 4/5) ○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の 2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の 1/5) ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金 (1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその 4/5 を特別交付税として措置)	○農家に対する助成措置 (売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国 (1/2) と県 (1/2) で全額助成) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその 4/5 を特別交付税として措置)	
融資 (利率は R2. 12. 18 現在)	○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金 (・貸付対象：飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費) (・貸付限度額：個人 2 千万円 法人 8 千万円 ・償還期限：7 年以内 (据置 3 年以内) ・貸付利率：0. 7 5 %)	○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金 (・貸付限度額：52 千円/100 羽 ・償還期限：7 年以内 (据置 3 年以内) ・貸付利率：0. 7 5 %)	○家畜疾病経営維持資金のうち経営維持資金 (・貸付限度額：52 千円/100 羽 ・償還期限：7 年以内 (据置 3 年以内) ・貸付利率：0. 7 5 %)
	地方自治体が上乗せ利子補給した場合に、その 1/2 を特別交付税として措置		
	○農林漁業セーフティネット資金 (日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫) (・貸付対象：経営の維持安定に必要な資金 ・貸付限度額：経営費の 6 か月分 (※) 又は 6 0 0 万円 ・償還期限：1 0 年以内 (据置 3 年以内) ・貸付利率：0. 1 6 %)		

※年間経営費の 6/12 (6 か月分) に相当する額又は粗収益の 6/12 (6 か月分) に相当する額のいずれか低い額

1② 家畜防疫互助事業加入者の場合

区 分	農 業 者																																														
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外（全国）																																												
家畜防疫互助基金支援事業	○新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。 上限単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>家族型</th><th>企業型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">鶏</td><td>採卵鶏（成鶏）</td><td>690 円/羽</td><td>990 円/羽</td></tr> <tr> <td>〃 （育成）</td><td>320 円/羽</td><td>460 円/羽</td></tr> <tr> <td>肉用鶏</td><td>20 円/羽</td><td>30 円/羽</td></tr> <tr> <td>種鶏（成鶏）</td><td>930 円/羽</td><td>1,350 円/羽</td></tr> <tr> <td>〃 （育成）</td><td>430 円/羽</td><td>620 円/羽</td></tr> <tr> <td colspan="2">う ず ら</td><td colspan="2">200 円/羽</td></tr> <tr> <td colspan="2">あ ひ る</td><td colspan="2">320 円/羽</td></tr> <tr> <td colspan="2">き じ</td><td colspan="2">320 円/羽</td></tr> <tr> <td colspan="2">ほろほろ鳥</td><td colspan="2">320 円/羽</td></tr> <tr> <td colspan="2">七 面 鳥</td><td colspan="2">320 円/羽</td></tr> <tr> <td colspan="2">だちょう</td><td colspan="2">31,900 円/羽</td></tr> </tbody> </table> 企業型：常時雇用する従業員（事業主と生計を一にするものを除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社が加入。 家族型：企業型の加入条件に該当しない者が加入。（企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。）			家族型	企業型	鶏	採卵鶏（成鶏）	690 円/羽	990 円/羽	〃 （育成）	320 円/羽	460 円/羽	肉用鶏	20 円/羽	30 円/羽	種鶏（成鶏）	930 円/羽	1,350 円/羽	〃 （育成）	430 円/羽	620 円/羽	う ず ら		200 円/羽		あ ひ る		320 円/羽		き じ		320 円/羽		ほろほろ鳥		320 円/羽		七 面 鳥		320 円/羽		だちょう		31,900 円/羽			
		家族型	企業型																																												
鶏	採卵鶏（成鶏）	690 円/羽	990 円/羽																																												
	〃 （育成）	320 円/羽	460 円/羽																																												
	肉用鶏	20 円/羽	30 円/羽																																												
	種鶏（成鶏）	930 円/羽	1,350 円/羽																																												
	〃 （育成）	430 円/羽	620 円/羽																																												
う ず ら		200 円/羽																																													
あ ひ る		320 円/羽																																													
き じ		320 円/羽																																													
ほろほろ鳥		320 円/羽																																													
七 面 鳥		320 円/羽																																													
だちょう		31,900 円/羽																																													

○殺処分した鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうを自身の負担により焼・埋却した場合には、焼却・埋却等互助金を交付。

上限単価：鶏、うずら、あひる、きじ、
ほろほろ鳥、七面鳥 80円/羽
だちょう 3,520円/羽

(参考：生産者積立金)

		家族型	企業型
鶏	採卵鶏(成鶏)	7 円/羽	10 円/羽
	〃 (育成)	3 円/羽	4.5 円/羽
	肉用鶏	0.2 円/羽	0.4 円/羽
	種鶏(成鶏)	9.5 円/羽	14 円/羽
	〃 (育成)	4.5 円/羽	6.5 円/羽
う ず ら		5.0 円/5 羽	
あ ひ る		2.0 円/羽	
き じ		2.0 円/羽	
ほろほろ鳥		2.0 円/羽	
七 面 鳥		2.0 円/羽	
だちょう		190.0 円/羽	